

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成27年1月8日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

鞍馬・貴船簡易水道施設 ろ過原水ポンプ取替工事

(2) 工事場所

京都市左京区鞍馬本町 地内

(3) 工事概要

ア ろ過原水ポンプ取替え 一式

イ その他必要工事 一式

(4) 工期

契約の日から平成27年3月13日まで

(5) 実施種目

この工事は、「機械器具設置」の種目として実施する。

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に「工事」で登録されており、かつ、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）な

ものに限る。以下同じ。)における「機械器具設置」又は「水道施設」の種目の総合評
定値が700点以上であること。

- (2) 平成11年度以降に国内で、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、
1日最大給水量が490立方メートル以上の浄水場施設で、ろ過原水ポンプの設置又
は取替えの完成した施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての完成した施工実績である場合には、出資比率2
0パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場
に専任で配置した場合に限る。

- (3) 建設業法の機械器具設置工事業に係る主任技術者を1名配置できること。

また、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請
日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。当該技術者については、専任
義務のない他工事に配置されている技術者との兼任は可とする。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認めら
れない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる
者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないもの
とする。

- (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の
規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

- (5) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出日から一般競争入札参加資
格の確認までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第
29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (6) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、契約課が実施
した当該種目における一般競争入札(本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目
の入札を含む。)に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査(以下「低入
札価格調査」という。)を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されて
いないこと、又、落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査
の対象となる応札を行っていないこと。

- (7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、
そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、入札者が、入札期間内に2の場所に設置している「入札資料提出ポスト」に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、施工実績調書、入札書等を投函することによって行う。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、本件入札に係る申請書、施工実績調書、入札書及び設計図書等を入手し、積算のうえ、(3)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア 用度課のホームページに入札公告と併せて申請書、施工実績調書、入札書及び設計図書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

イ 用度課から紙で申請書、施工実績調書、入札書及び設計図書等の交付を受ける。

(3) 入札期間

平成27年1月20日（火）、21日（水）及び22日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 申請書、施工実績調書及び入札書等の提出

入札者は、(5)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札書（用紙交付）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

ウ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(3)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

オ 施工実績調書（用紙交付）

3(2)に掲げる資格があることが判断できる工事の施工実績を記載すること。

また、工事の施工実績に関する必要書類等の写しを添付すること。

カ 社会保険加入に係る誓約書（該当者のみ。用紙交付）

上記の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書においては雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外が確認できないが、入札参加資格確認申請書を提出する日において、加入が必要な全ての保険（法令により適用を除外されているものを除く。）に加入している場合に限り提出すること。

(5) 申請書、施工実績調書及び入札書等は、封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時を記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(6) 入札者は、(5)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

(7) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を同封すること。ただし、代表者の記名押印が

ある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(8) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(9) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 1, 560, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格 1, 356, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成27年1月23日（金）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

イ 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、本市が指定する日時に2の場所にて抽選により決定する。

6 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

7 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課ホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

8 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 前払金 無
- (7) 中間前払金又は部分払 無
- (8) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (9) 設計図書等の内容や積算に関する質問は受け付けない。
- (10) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

- (11) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (12) 本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、用度課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の5開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.jp/suido/nyusatu/nyusatuinfo/nyusatuindex.html>

- (13) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企

業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(上下水道局総務部用度課)